

新型コロナウイルス感染症に関する感染防止対策の徹底について

市立学校については、現在も感染防止対策を徹底したうえで教育活動を行っているところですが、最近、全国的に感染者数が増加傾向にあります。この度、学校(「留守家庭児童育成クラブ」含む。以下同じ。)における新型コロナウイルス感染症に関する感染防止対策について、8月25日にお知らせした内容から一部変更させていただきましたので、下記の通りお知らせします。保護者の皆様におかれましては、毎朝のお子さまの健康観察並びに健康観察カードへの記録などについても、引き続き、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

1. 風邪症状や発熱があった場合

登校を控え、学校へ連絡の上、休ませてください。この場合、欠席扱いとせず出席停止扱いとします。

2. 学校への連絡について

- ①お子さまや同居するご家族の方が感染者又は濃厚接触者と判定された場合は、必ず学校まで連絡願います。
- ②お子さまがPCR検査を受けた場合は、必ず学校まで連絡願います。
- ③同居するご家族の方がPCR検査を受けた場合は、学校まで連絡願います。

教育委員会は、学校からの報告を受けた後、個人情報取り扱いに十分留意した上で、伊丹健康福祉事務所等の関係機関と協議の上、下記の「3」「4」「5」の措置を講じます。

3. 児童生徒及び教職員(留守家庭児童育成クラブ支援員含む。以下同じ。)が濃厚接触者となった場合

- ①児童生徒は、伊丹健康福祉事務所から指示された自宅待機期間について出席停止扱いとなります。
- ②児童生徒及び教職員の同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも感染予防のため、判明した2日前を接触日と考え、自宅待機(出席停止)とします。
- ③自宅待機中は、お子さまの健康観察を行い、状況の変化があった場合、速やかに学校へ連絡願います。

4. 児童生徒及び教職員の同居家族が濃厚接触者となった場合(変更点)

児童生徒等の家族等が新型コロナウイルス感染者(陽性者)の濃厚接触者として特定され、PCR検査結果によっては、当該児童生徒等が濃厚接触者となるおそれがあると認められる場合においては、感染拡大防止のために、判明するまでの間は自宅待機(出席停止)とします。

5. 児童生徒及び教職員が感染者となった場合

教育委員会と当該校は、学校内における活動の状態、接触者の多少、地域における感染拡大の状況、感染経路を確認しつつ、総合的に考慮し、伊丹健康福祉事務所等の関係機関と十分協議の上、対象者の出席停止のみ、学級又は学年閉鎖、臨時休業(留守家庭児童育成クラブ臨時休所)とするかを判断します。

6. 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

新型コロナウイルスに関連して、感染した人や治療に従事した医療関係者とその家族等に対して、不当な差別や偏見、いじめ等があってはなりません。不確かな情報に惑わされることなく、一人一人がお互いを思いやり、冷静に行動していただきますようお願いいたします。